



1 新型コロナウイルス感染症が 広がったことによる 上陸拒否措置

上陸申請をする日の 14日前までに 159の国や 地域にいたことがある 外国人などは、「特別な事情」がないと、上陸できません
 (詳しくは「[新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否について](#)」を 参考)

○「特別な事情」があることで 入国・再入国を 許可する 具体的な例は、次のとおり

- ・再入国許可をもって 出国した人で、在外公館から もらった 再入国 関連書類 提出確認書 または 出入国在留管理庁から もらった 受理書を 持っている人が 再入国する
- ・日本人・永住者の 配偶者 または 子供が 新しく入国する
- ・10月1日より後に 新しく入国する人で、感染症を 防ぐための 措置ができる 受入企業や 団体が 日本にあること
- ・その他、人として 配慮しなくてはいけない 場合など

※入国・再入国をする時は 感染症を 防ぐために 追加された 措置が必要です。詳しくは、「[外国人の入国・再入国に係る追加的な防疫措置について](#)」を 参考

※上陸を 許可した人には、検疫で、抗原の量の検査 または PCR検査をします。そして、感染症を防ぐ 措置として、公共交通機関を 使わせないようにして、14日間 家やホテルから 出ないように してもらいます。

2 他国を 行き来できるように することについて

(基本的な 考え方)

日本や 外国の 感染状況を見て、感染が また広がらないように しながら、少しずつ 他国を 行き来できるように していく
 (新型コロナウイルス感染症 対策本部から 発表された 内容)

① 感染状況が 落ち着いている国や 地域を 対象として、ビジネスを するために 必要な人などが 出入国できるようにする。そのために、感染症を 防ぐために 追加された 措置をして、準備ができたなら、少しずつ 始めていきます
 (できるかどうか 話し合っている 国や地域)

- ・ベトナム、タイ、オーストラリア、ニュージーランド(6月18日に発表)
- ・カンボジア、シンガポール、韓国、中国、香港、マカオ、ブルネイ、マレーシア、ミャンマー、モンゴル、ラオス、台湾(7月22日に発表)

⇒ベトナム、タイ、カンボジア、シンガポール、マレーシア、ミャンマー、ラオス、台湾は もう始まっています(詳細はこちら)

② 在留資格を 持っている人(注1)については、感染症を 防ぐために 追加された 措置をして、少しずつ 再入国や 入国を認める
 (注1)9月1日より後から 必要になる 手続きをして、再入国許可をもって 日本から出た人(ビジネスに 関係する人、留学生、技能実習生など)

⇒9月1日~ 出入国在留管理庁で 再入国するための 手続きを始める(詳細はこちら)

8月31日までに 再入国許可をもって 出国した人(ビジネスに 関係する人、留学生、技能実習生など)

⇒7月29日~ 在外公館で 再入国するための 手続きを始める(詳細はこちら)

③ 10月1日から、全ての国や 地域にいる ビジネスをするために 必要な人や 留学、家族滞在などの 在留資格を 持っている人は、感染症を 防ぐための 措置ができる 受入企業や 団体がいることを 条件にして 入国を認める